学校いじめ防止基本方針

静岡県立浜名特別支援学校

**第1章　浜名いじめ防止等の基本的な考え方**

１　浜名特別支援学校の児童生徒

 本校は肢体重複学級併置の知的障害教育校であり、小学部、中学部、高等部の児童生徒が在籍している。中規模の知肢併置校として、一人一人の違いに応じた教育を基盤に、同じ学年、学部、学校の仲間としてのかかわりを大切にしている。また、中学部では若干数、高等部では約半数が小学校、中学校の特別支援学級からの入学生である。学校では、自分に自信がもてるよう、成功体験を積んで自己肯定感を高めることも大切にしている。

２　いじめの定義

　　本校でいういじめとは、「児童生徒に対して、本校の児童生徒及びその友人関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、その対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

　　いじめの表れとして、冷やかしやからかい、仲間外れ、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、物を隠されたり取られたりする等が考えられるが、それら一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。友達の行動や大声で嫌な気持ちになる児童生徒もいる。また、いじめは「心身の苦痛を感じる」ものだけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあるので、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。

３　いじめの理解

　　いじめは、どの児童生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする児童生徒がいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない児童生徒がいたりすることにも気を付ける必要がある。

　　また、児童生徒だけでなく、**教職員が、そのきっかけを作ることのないように意識を高めることが大切である。**

４　いじめ防止等の基本的な考え方

　　いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの児童生徒にも、どこにでも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒に向けた対応が求められる。

　○　「いじめはどの子にも、どこにでも起こり得る問題である。」という認識をもつ。

　○　「いじめは人として絶対に許されない行為である。」という毅然とした態度で臨む。

　○　小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢をもつ。

　○　いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。

　○　日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める。

　○　ＰＴＡや地域の関係団体に意見を求めたり、子どもの意見を取り入れたりすることで、学校いじめ防止基本方針がより実効性のある方針になるよう努める。

　○　学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明する。

　　　いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

　〇　いじめ未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。そのためには、**教職員が人権意識を高くもち、一人一人の児童生徒を尊重する姿勢を見せることが基盤となる。**そして、社会全体で健やかでたくましい児童生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない児童生徒を育てていく。「地域の生徒は地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

**第２章　いじめ防止等のための組織**

１　組 織 名　人権尊重教育推進委員会（いじめ対策）

２　目　　的　いじめ防止対策、いじめ発生時の調査、対策についての対応を行う。

３　構 成 員　（校長）副校長（教頭）、小中高学部主事、教務課長、生徒指導課長、

人権教育担当、養護教諭

　　　　　　　※必要に応じ該当学年の学年主任、担任及び外部専門家

４　開催時期　臨時開催

**第３章　いじめ防止のための対策**

１　いじめ未然防止

　①道徳、自立活動等の推進

　　社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて心を育てていく。

　②児童生徒の自主的活動の場の設定

　　学部集会、学級活動や生徒会活動など、児童生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

　③保護者や地域への啓発

　　保護者や地域に対して、児童生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するように啓発する。

　④配慮を必要とする子どもへの支援

　　学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

　⑤教職員の資質向上

　　教職員に対し、月ごとにテーマを決めて「人権目標」を提示し、掲示や呼び掛けをすることを通して意識の向上を図る。外部講師の研修や「人権アンケート」の実施を計画的に行う。児童生徒の気持ちの変化に気づき、児童生徒からの相談を受けられる教員となる。

　⑥学校評価による取組の改善

　　学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

２　いじめにつながる行動への指導

　①教職員が、日常の児童生徒の言動から、いじめにつながる芽に気づく。

　②その場での適切な指導を繰り返し行う。

　　本人に考えさせる。具体的に望ましい行動を教える。教師が見本を示す。など。

　③たくさんの目で児童生徒のことを共通理解する機会を設けることで、学校全体で児童生徒を見守る。

**第４章　いじめの早期発見**

１　児童生徒の実態把握

　　児童生徒に対する日常的な観察を基盤に、アンケート調査等を行う。

　　教職員が発達段階を押さえた人権意識をもち、連絡ノートなどで家庭と学校の共通理解を図る。

２　相談体制の整備

　①心理・福祉に関する専門家の協力を得るなど、保護者、教職員に対する相談体制を作る。

　②いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめについて報告した児童生徒の立場を守る体制をつくる。

**第５章　いじめに対する措置**

１　いじめの発見

　　いじめの相談を受けたり、児童生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、人権尊重教育推進委員会を開き早期に事実確認を行うとともに、事例によっては特別支援教育課に報告する。

２　いじめの確認

　　いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

３　いじめについての対応

　　必要に応じて、いじめを行った児童生徒をいじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育が受けられるようにする。

　　いじめを行った児童生徒の行動の原因を明確にするとともに、これからの望ましい行動を示す。

４　いじめについて保護者への対応

　　いじめを受けた児童生徒の保護者と、いじめを行った児童生徒の保護者との間で争うことのないよう、保護者と情報を共用するなど必要な措置を取る。

５　いじめの「解消」について

　　いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることである。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常に注意深く観察する。

６　関係機関との連携

　　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察や児

童相談所等に相談し、連携して対応する。また、児童生徒の生命、身体または財産に

重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡する等適切な援助を求める。

７　事後処置（懲戒等）

　　校長及び教員は、いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要があると認められるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

**第６章　重大事態への対応**

○　いじめの重大事態に対しては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

（平成29年３月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

１　本校による対処

　①重大事態のケース

　　ア　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

　　・児童生徒が自殺をした場合　　　　　・精神性の疾患を発症した場合

　　・身体に重大な障害を負った場合　　　　　・金品等に重大な被害を被った場合　等

　　イ　欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

　　ウ　児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

　　　　学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大な事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断定しない。

　②重大事態についての調査

　　重大事態が発生した場合は、静岡県教育委員会特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という）に連絡し、教育委員会の判断のもと、速やかに特別支援教育課又は本校に「人権尊重教育推進委員会」（いじめ対策）を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。児童生徒が入院や死亡の場合など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、児童生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

　③情報の提供

　　特別支援教育課又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行う。

　④報道への対応

　　情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

**第７章　重大事態対応フロー図**

□いじめの疑いに関する情報

　　法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者へ報告

□重大事態の発生

　　重大事態の発生を学校の設置者に報告

　　重大事態とは

　　①　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

　　②　相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑い

□調査　⇒　学校の設置者が調査主体を判断

　【学校が調査主体の場合】

　　学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応にあたる

　　①　学校の下に、重大事態の調査組織を設置

　　②　調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

　　③　いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供

　　④　調査結果を学校の設置者に報告

　　⑤　調査結果を踏まえた必要な措置

　【学校の設置者が調査主体の場合】

　　設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

附則

・平成26年７月施行

・平成30年７月改訂

・令和２年11月改訂

・令和４年９月改訂